

滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金

二 次 募 集 要 領

令和4年(2022年)7月
滋賀県循環社会推進課

目 次

滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金について	2
Ⅰ 研究開発事業	3
1 制度の概要	3
2 補助対象者	3
3 補助対象事業	3
4 補助対象経費	3
5 補助率等	3
6 申請手続等	3
7 補助事業期間等	4
8 補助事業者の義務	4
9 研究成果の帰属	5
10 注意事項	5
11 その他	5
Ⅱ 施設整備事業	7
1 制度の概要	7
2 補助対象者	7
3 補助対象事業	7
4 補助対象経費	7
5 補助率等	8
6 申請手続等	8
7 補助事業期間等	8
8 補助事業者の義務	9
9 注意事項	9
10 その他	10
Ⅲ 販路開拓事業	11
1 制度の概要	11
2 補助対象者	11
3 補助対象事業	11
4 補助対象経費	11
5 補助率等	11
6 申請手続等	11
7 補助事業期間等	12
8 補助事業者の義務	12
9 注意事項	12
10 その他	13

滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金について

滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)は、滋賀県内の事業者等が、産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る研究開発、施設設備の整備および販路開拓を行う経費の一部に対し、補助金を交付することにより、県内の産業廃棄物の抑制等を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会を目指すことを目的としています。

当補助金は、滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき行う事業です。「研究開発事業」、「施設整備事業」および「販路開拓事業」の3つの事業があり、それぞれに補助率等を定めています。

なお、滋賀県産業廃棄物税の税収を財源として実施しています。

【募集事業】

- I 研究開発事業
- II 施設整備事業
- III 販路開拓事業

【受付期間】

令和4年7月27日(水)～9月16日(金) (郵送・窓口持参の場合、土日・祝日を除く)

受付時間 9:00～17:00

※受付期間を過ぎた場合は受理できませんのでご注意ください。

【提出方法】

- ・メール (df00530@pref.shiga.lg.jp)
 - ・郵送 (あて先:琵琶湖環境部循環社会推進課ごみゼロ支援係)
 - ・窓口 (提出先:滋賀県庁本館4階琵琶湖環境部循環社会推進課ごみゼロ支援係)
- (※提出確認のため、メールおよび郵送にて提出頂いた際は、お電話にてご連絡ください。)

【提出先および問い合わせ先】

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 ごみゼロ支援係
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁本館4階
TEL 077-528-3472 FAX 077-528-4845
メール df00530@pref.shiga.lg.jp

I 研究開発事業

1 制度の概要

本事業は、滋賀県内の産業廃棄物の排出事業者等が、産業廃棄物の発生抑制や資源化（再使用・再生利用）に係る研究開発および産業廃棄物を使った製品の研究開発を行うための経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2 補助対象者

補助金の交付の対象者は次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

- (1) 滋賀県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者、処理業者、再生品製造業者または構成員の2分の1以上がこれらの県内事業者で構成される法人格を有する団体であること。
- (2) 県税を滞納するなど法令に抵触し、補助することが適当でない認められる事業者でないこと。
- (3) 滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当するものでないこと。
(※過去3年間に研究開発事業または施設整備事業に係る補助金の交付を受けた事業者は、原則として補助対象外となります。)

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、県内事業者等が行う次の事業（大学または研究機関の連携により行う場合を含む。）とします。

- (1) 産業廃棄物の発生抑制または資源化を目的とする技術の研究開発
- (2) 産業廃棄物および産業廃棄物の再生品を使用する製品の研究開発
- (3) 産業廃棄物の資源化を目的とするシステム構築の研究開発
(産業廃棄物を原料・燃料等として利用または処理できる事業所へ効率的に輸送するシステムまたはより効率的・低コストで再資源化するシステムを構築するための研究開発)

また、次のようなものは補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・ 既存技術、製品の模倣にすぎないもの
- ・ 機械装置や工具器具等の購入のための申請と認められるもの
- ・ 外部技術の導入のみの場合
- ・ 補助対象事業の全部または大部分を他に委託する場合
- ・ 申請者および申請のあった事業が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令に抵触している場合

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、研究、技術開発、商品開発などの事業に係る経費のうち、次に掲げる経費とします。

なお、交付決定日以降に事業を開始（発注等）し、令和5年3月17日までに終了する経費のみを補助対象とします。（交付決定日前に発注等を行っている経費および翌年度に支払われる経費については、補助対象外となります。）

材料費・消耗品費、旅費、謝金、機器設備賃借料、機器設備費、保守・改造修理費
外注費、資料費、委託費およびその他特に知事が認める経費

5 補助率等

補助率は補助対象経費の2分の1以内で、補助限度額は1件当たり100万円以上500万円以下とします。なお、補助事業として採択された場合も、予算額の都合により補助額は申請額を下回る場合がありますので、留意ください。

6 申請手続等

(1) 提出書類

- ① 提出書類は表1(P5)のとおりとし、必要に応じ追加資料および説明を求めることがあります。なお、提出書類等の返却はしません。

- ② 書類は、原則として日本工業規格A列4番（縦用紙）を使用して作成することとし、これによりがたい場合は、日本工業規格A列3番（横用紙）を使用するものとします。
- ③ 書類等に使用する言語は日本語によることとし、通貨単位は円、計量単位はS I単位（国際単位系）とします。表記は原則として横書きとしてください。

(2) 審査

- ① 提出書類等に基づき審査を行いますので、表2(P6)の審査基準を参考にして書類を作成してください。
- ② 必要に応じ書類等のみについて事前審査（書面審査）を行います。
- ③ 必要に応じてヒアリングを行います。（ヒアリングに際し、追加資料の作成をお願いする場合があります。）
- ④ 申請内容の審査は県が設置する審査会で行います。
審査会は非公開で行われ、審査経過および審査結果に関するお問い合わせには応じません。

(3) 通知

審査結果（採択または不採択）について、県から申請者あてに文書でお知らせします。採択された場合は、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

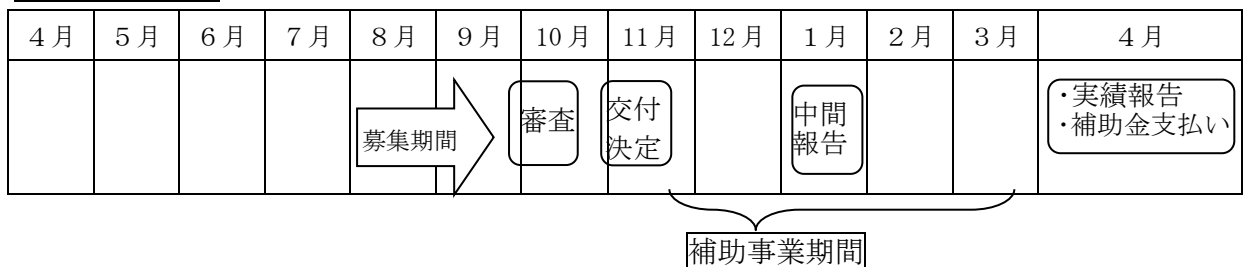
(4) 公表

採択された場合には、申請者名、住所、事業計画名、補助金(内示)額等を公表します。

7 補助事業期間等

補助事業期間は、交付決定日から令和5年3月17日までとします。

※標準的な流れ



8 補助事業者の義務

滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金(研究開発事業)の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守っていただきます。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分または内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得ること。
- (2) 補助事業を完了した場合または会計年度終了後、実績報告書を提出すること。
- (3) 交付年度終了後5年間、各年度における産業廃棄物の発生抑制等の状況について、経過報告書を提出すること。
- (4) 補助事業の成果の企業化または産業財産権等の譲渡または実施権設定およびその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を県に納付（納付額は補助金額以下。）すること。
- (5) 補助事業により取得した機械等の財産または効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ると。
交付要綱に定める財産処分制限期間以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けること。（補助対象物件を販売または処分（自社生産設備に転用する場合も含む。）もしくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。）また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は、県に納付すること。
- (6) 交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）仕入れ控除税額を減額して申請すること。
- (7) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存すること。

9 研究成果の帰属

補助事業を実施することにより特許権等の産業財産権が発生した場合は、補助事業者に帰属します。

10 注意事項

- (1) 補助金の支払いは補助事業終了後、原則として精算払いとします。
- (2) 同一の事業内容で、他の機関から補助金、助成金等を受けている場合は、補助対象外となります。
- (3) 本制度の趣旨に合わない反社会的な行為や研究等の成果が期待できないと判断された時は、直ちに補助金の交付決定を取り消します。
- (4) 補助金の対象となった事業については、県ホームページおよび報道機関等への発表など必要に応じて研究等の要約を公表します。

11 その他

- (1) 本募集案内は、滋賀県循環社会推進課のホームページからご覧いただけます。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13410.html>

表1 提出書類

提出書類
① 補助金事業計画書（交付要綱様式1） <ul style="list-style-type: none">・ 補助事業計画書・ 経営状況表・ 資金支出計画明細書・ 役員名簿（申請者が法人の場合）・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書
② 定款
③ 登記事項証明書 （申請者が個人の場合は、住民票記載事項証明書）
④ 損益計算書および貸借対照表（直近2期分） （申請者が個人の場合は、上記に準ずる書類）
⑤ 滋賀県税に関する誓約書兼調査に関する同意書
⑥ 申請者の事業概要の分かる書類（パンフレット等）
⑦ その他知事が必要と認める書類

表2 審査基準

審査項目	審査基準
産業廃棄物の発生抑制・資源化および環境負荷の低減の効果	○滋賀県内で発生する産業廃棄物の発生抑制または資源化の効果が高いか。
	○研究開発の結果実施される事業は、温室効果ガスの排出量等他の環境負荷にも配慮したものであるか。
県内への波及性	○他のモデルとなる事業であり、県内への波及効果が期待されるものであるか。
事業執行力	○資金の調達能力が十分にあるか。
	○事業を遂行するために必要な技術的能力や人員体制は十分か。
	○期限内完了が見込めるか。
事業化等の可能性	○研究開発の結果、事業化に成功する可能性が高いか。また、事業化の後、市場性、成長性が見込めるか。

II 施設整備事業

1 制度の概要

本事業は、滋賀県内の事業者等が、自らの産業活動に伴い排出する産業廃棄物の発生抑制、資源化を目的とする施設、設備、機器の整備を行うための経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2 補助対象者

補助金の交付の対象者は次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

- (1) 滋賀県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者または構成員の2分の1以上が当該事業者で構成される法人格を有する団体であること。
- (2) 県税を滞納するなど法令に抵触し、補助することが適当でないと認められる事業者でないこと。
- (3) 滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当するものでないこと。
(※過去3年間に研究開発事業または施設整備事業に係る補助金の交付を受けた事業者は、原則として補助対象外となります。)

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、上記2の補助対象者が行う次に掲げる要件を満たす施設設備の整備事業とします。

- (1) 滋賀県内において、自らの産業活動に伴い排出する産業廃棄物の発生抑制または資源化の施設設備を整備し、活用するものであること。
- (2) 産業廃棄物の発生抑制または資源化の効果が高いと認められること。
- (3) 公害発生の防止のための対策が講じられるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他法令を遵守していること。
(※他者が排出する産業廃棄物の資源化の施設設備は補助対象としていません。)

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次表に掲げる経費とします。また、交付決定日以降に事業を開始（発注等）し、令和5年3月17日までに終了する経費のみを補助対象とします。（交付決定日前に発注等を行っている経費および翌年度に支払われる経費については、補助対象外となります。）したがって、当該施設が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第7条に規定する施設に該当する場合には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条第1項に定める許可を取得するなど、事業の実施に必要な諸手続や工事等が期限内に完了できるかどうか、十分検討してください。

経費の区分	経費の内容
構築物費	構築物（補助対象事業を実施するのに必要不可欠な設備および当該設備の一部となる、または当該設備と一体で使用することが不可欠な構築物に限る。以下同じ、）の建造、改良、購入に要する経費
機械装置費	機械装置の購入、据付、改良に要する経費
工具器具費	工具器具の購入、据付、改良に要する経費
付帯工事費	構築物の設置等に付帯して必要な最小限の工事に要する経費
その他の経費	構築物の設置等に直接必要な調査、試験、設計等に要する必要最小限の経費のうち、特に知事が必要と認めるもの

※過去に本補助金を受けて整備、導入された施設設備の改良については、補助対象外となります。

※補助対象経費には解体費用は含まれません。

5 補助率等

補助率および補助額は次表のとおりです。補助事業として採択された場合も、予算額の都合により補助額は申請額を下回る場合がありますので、留意ください。

補助対象者		補助率	補助額
産業廃棄物の排出事業者	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）にいう中小企業者または構成員の2分の1以上が県内中小企業者で構成される法人格を有する団体	補助対象経費の3分の1以内	1 施設設備につき 50万円以上 1,000万円以下
	上記以外の者	補助対象経費の10分の1以内	

6 申請手続等

(1) 提出書類

- ① 提出書類は表3（P10）のとおりとし、必要に応じ追加資料および説明を求められます。
なお、提出書類等の返却はしません。
- ② 書類は、原則として日本工業規格A列4番（縦用紙）を使用して作成することとし、これによりがたい場合は、日本工業規格A列3番（横用紙）を使用するものとします。
- ③ 書類等に使用する言語は日本語によることとし、通貨単位は円、計量単位はS I単位（国際単位系）とします。表記は原則として横書きとしてください。

(2) 審査

- ① 提出書類等に基づき審査を行いますので、表4（P10）の審査基準を参考にして書類を作成してください。
- ② 必要に応じ書類等のみについて事前審査（書面審査）を行います。
- ③ 必要に応じてヒアリングを行います。（ヒアリングに際し、追加資料の作成をお願いする場合があります。）
- ④ 申請内容の審査は県が設置する審査会で行います。

審査会は非公開で行われ、審査経過および審査結果に関するお問い合わせには応じません。

(3) 通知

審査結果（採択または不採択）について、県から申請者あてに文書でお知らせします。採択された場合は、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

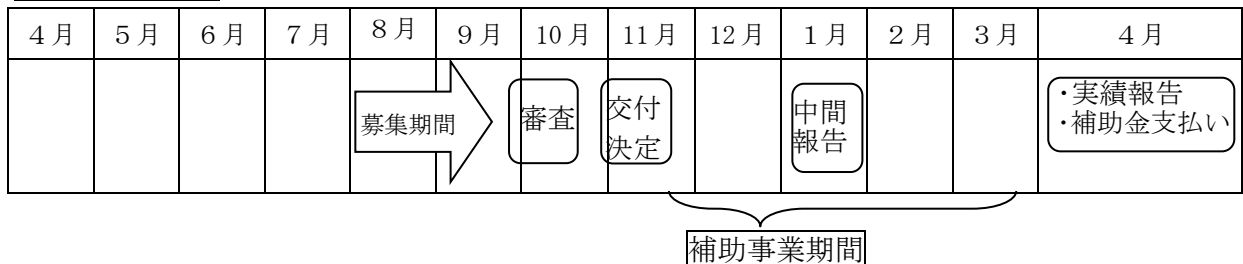
(4) 公表

採択された場合には、申請者名、住所、事業計画名、補助金（内示）額等を公表します。

7 補助事業期間等

補助事業期間は、交付決定日から令和5年3月17日までとします。

※標準的な流れ



8 補助事業者の義務

滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金(施設整備事業)の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守っていただきます。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分または内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得ること。
- (2) 補助事業を完了した場合または会計年度終了後、実績報告書を提出すること。
- (3) 交付年度終了後5年間、各年度における産業廃棄物の発生抑制等の状況について、経過報告書を提出すること。
- (4) 補助事業の成果の企業化または産業財産権等の譲渡または実施権設定およびその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を県に納付(納付額は補助金額以下。)すること。
- (5) 補助事業により取得した機械等の財産または効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ると。
交付要綱に定める財産処分制限期間以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けること。(補助対象物件を販売または処分(自社生産設備に転用する場合も含む。))もしくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。)また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は、県に納付すること。
- (6) 交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額を減額して申請すること。
- (7) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存すること。

9 注意事項

- (1) 補助金の支払いは補助事業終了後、原則として精算払いとします。
- (2) 同一の事業内容で、他の機関から補助金、助成金等を受けている場合は、補助対象外となります。
- (3) 本制度の趣旨に合わない反社会的な行為や研究等の成果が期待できないと判断された時は、直ちに補助金の交付決定を取り消します。
- (4) 補助金の対象となった事業については、県ホームページおよび報道機関等への発表など必要に応じて研究等の要約を公表します。

10 その他

- (1) 本募集案内は、滋賀県循環社会推進課のホームページからご覧いただけます。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13410.html>

表3 提出書類

提出書類
① 補助金事業計画書（交付要綱様式1） <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業計画書 ・ 経営状況表 ・ 資金支出計画明細書 ・ 役員名簿（申請者が法人の場合） ・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書
② 定款
③ 登記事項証明書 （申請者が個人の場合は、住民票記載事項証明書）
④ 損益計算書および貸借対照表（直近2期分） （申請者が個人の場合は、上記に準ずる書類）
⑤ 滋賀県税に関する誓約書兼調査に関する同意書
⑥ 申請者の事業概要の分かる書類（パンフレット等）
⑦ その他知事が必要と認める書類

表4 審査基準

審査項目	審査基準
産業廃棄物の発生抑制または資源化の効果	○滋賀県内で発生する産業廃棄物の発生抑制または再生利用等の効果が高いか。
	○他のモデルとなる事業であり、県内への波及効果が期待されるものであるか。
事業遂行力	○資金の調達能力が十分にあるか。
	○事業を遂行するために必要な技術的能力や人員体制は十分か。
	○期限内完了が見込めるか。 ※廃棄物処理法の許可が必要な場合等には、期間内に事業が完了できるよう、必要な諸手続や立地市町・県等との協議・調整が整う見込みがあるか。
事業継続性	○施設整備後における原料（廃棄物等）の量が継続して見込め、かつ、生産品等の販路が確保できると見込めるか。
環境負荷の低減	○申請事業および既存の事業活動に伴い発生する周辺環境に対する影響の低減のために、具体的な取組を行っている（行う予定がある）か。 また、実施される事業は、温室効果ガスの排出量等他の環境負荷にも配慮したものであるか。

Ⅲ 販路開拓事業

1 制度の概要

本事業は、滋賀県内の事業者等が、自らの産業活動に伴い排出する産業廃棄物の発生抑制または資源化にかかるリサイクル製品の販路開拓を行うための経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

2 補助対象者

補助金の交付の対象者は次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

- (1) 滋賀県産業廃棄物減量化支援事業により開発もしくは改良された製品、滋賀県リサイクル認定製品の販路開拓を図る製造事業者または構成員の2分の1以上が当該事業者で構成される法人格を有する団体とする。
- (2) 県税を滞納するなど法令に抵触し、補助することが適当でないと認められる事業者でないこと。
- (3) 滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当するものでないこと。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、上記2の補助対象者が行う次に掲げる要件を満たす販路開拓事業とします。

- (1) 研究開発事業もしくは施設整備事業で採択された事業において開発されたリサイクル製品の販路開拓を図り、産業廃棄物の発生抑制または資源化に寄与する事業。
- (2) 滋賀県リサイクル認定製品の販路開拓を図り、産業廃棄物の発生抑制または資源化に寄与する事業。
- (3) 申請者および申請のあった事業が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令を遵守していること。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次表に掲げる経費とします。また、交付決定日以降に事業を開始（発注等）し、令和5年3月17日までに終了する経費のみを補助対象とします。（交付決定日前に発注等を行っている経費および翌年度に支払われる経費については、補助対象外となります。）

展示会・商談会等への出展料または出品料、広告宣伝費（チラシ、パンフレット、商品カタログ等の製作費）およびその他特に知事が認める経費

5 補助率等

補助率は補助対象経費の2分の1以内で、補助限度額は1事業当たり10万円以上50万円以下とします。なお、補助事業として採択された場合も、予算額の都合により補助額は申請額を下回る場合がありますので、留意ください。

6 申請手続等

(1) 提出書類

- ① 提出書類は表5（P13）のとおりとし、必要に応じ追加資料および説明を求められます。
なお、提出書類等の返却はしません。
- ② 書類は、原則として日本工業規格A列4番（縦用紙）を使用して作成することとし、これによりがたい場合は、日本工業規格A列3番（横用紙）を使用するものとします。
- ③ 書類等に使用する言語は日本語によることとし、通貨単位は円、計量単位はS I単位（国際単位系）とします。表記は原則として横書きとしてください。

(2) 審査

- ① 提出書類等に基づき審査を行いますので、表6（P13）の審査基準を参考にして書類を作成してください。
- ② 必要に応じ書類等のみについて事前審査（書面審査）を行います。
- ③ 必要に応じてヒアリングを行います。（ヒアリングに際し、追加資料の作成をお願いします）

る場合があります。)

- ④ 申請内容の審査は県が設置する審査会で行います。

審査会は非公開で行われ、審査経過および審査結果に関するお問い合わせには応じません。

(3) 通知

審査結果（採択または不採択）について、県から申請者あてに文書でお知らせします。採択された場合は、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

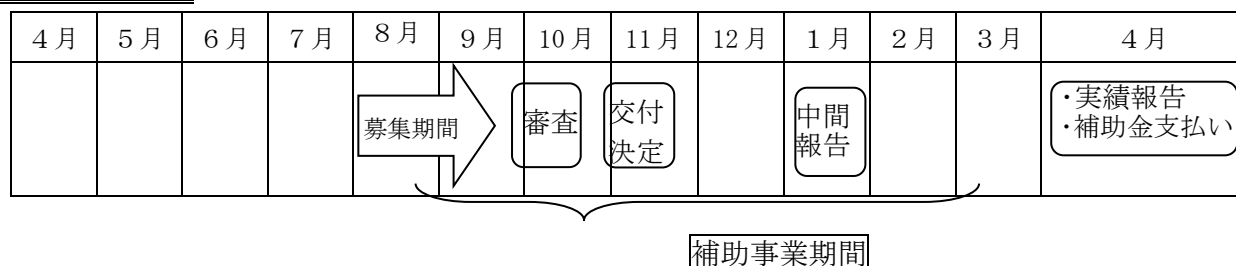
(4) 公表

採択された場合には、申請者名、住所、事業計画名、補助金(内示)額等を公表します。

7 補助事業期間等

補助事業期間は、交付決定日から令和5年3月17日までとします。

※標準的な流れ



8 補助事業者の義務

滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金(販路開拓事業)の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守っていただきます。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分または内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得ること。
- (2) 補助事業を完了した場合または会計年度終了後、実績報告書を提出すること。
- (3) 交付年度終了後5年間、各年度における産業廃棄物の発生抑制等の状況について、経過報告書を提出すること。
- (4) 交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額を減額して申請すること。
- (5) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存すること。

9 注意事項

- (1) 補助金の支払いは補助事業終了後、原則として精算払いとします。
- (2) 同一の事業内容で、他の機関から補助金、助成金等を受けている場合は、補助対象外となります。
- (3) 本制度の趣旨に合わない反社会的な行為や研究等の成果が期待できないと判断された時は、直ちに補助金の交付決定を取り消します。
- (4) 補助金の対象となった事業については、県ホームページおよび報道機関等への発表など必要に応じて研究等の要約を公表します。

10 その他

- (1) 本募集案内は、滋賀県循環社会推進課のホームページからご覧いただけます。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/13410.html>

表 5 提出書類

提出書類
① 補助金事業計画書（交付要綱様式1） <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業計画書 ・ 経営状況表 ・ 資金支出計画明細書 ・ 役員名簿（申請者が法人の場合） ・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書
② 定款
③ 登記事項証明書 （申請者が個人の場合は、住民票記載事項証明書）
④ 損益計算書および貸借対照表（直近2期分） （申請者が個人の場合は、上記に準ずる書類）
⑤ 滋賀県税に関する誓約書兼調査に関する同意書
⑥ 申請者の事業概要の分かる書類（パンフレット等）
⑦ その他知事が必要と認める書類

表 6 審査基準

採点項目	採点基準
産業廃棄物の発生抑制または資源化の効果	○対象製品の販路開拓により、滋賀県内で発生する産業廃棄物の発生抑制または資源化の効果が高いと認められるか。
事業遂行力	○資金の調達能力が十分にあるか。
	○事業を遂行するために必要な技術的能力や人員体制は十分か。
	○期限内完了が見込めるか。
事業継続性	○施設整備後における原料（廃棄物等）の量が継続して見込め、かつ、生産品等の販路が確保できると見込めるか。
環境負荷の低減	○申請事業および既存の事業活動に伴い発生する周辺環境に対する影響の低減のために、具体的な取組を行っている（行う予定がある）か。 また、実施される事業は、温室効果ガスの排出量等他の環境負荷にも配慮したものであるか。